

第 22 号議案

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の件
神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例
(高齢期移行者医療費助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例(昭和46年4月条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法又は社会保険各法</p>

<p>の規定により療養の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）<u>及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。</u>以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>の規定により療養の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額を助成する。<u>ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>
---	---

（重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、<u>精神疾患の医療に係る医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に掲げる精神通院医療に係る医療費に限る。）を除く。</u>）を除く。以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる</p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第3条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費（前条第2号オに該当する対象者にあつては、<u>精神疾患の医療に係る医療費を除く。</u>以下同じ。）のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者については、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にあ</p>

<p>給付を受けることができる場合における当該給付を含む。) <u>及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（18歳の誕生日（誕生日が2月29日である者について、うるう年以外の年にあつては、2月28日。以下同じ。）の前日以後の最初の3月31日までの間にある対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>る対象者の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。<u>ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2～8 [略]</p>
---	--

(こども医療費助成に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件のいずれにも適合している者であつて、神戸市内に住所を有する乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）を現に監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者とする。</p> <p>(1) 対象乳幼児等が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）<u>における被扶養者又は被保険者若しくは組合員</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべ</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の要件のいずれにも適合している者であつて、神戸市内に住所を有する乳幼児等（以下「対象乳幼児等」という。）を現に監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者とする。</p> <p>(1) 対象乳幼児等が次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）<u>の被扶養者で、対象者を当該社会保険各法の被保険者又は組合員とするもの</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべ</p>

き額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額

き額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額（対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

の全額) を助成する。	
(1)、(2) [略]	(1)、(2) [略]
2～6 [略]	2～6 [略]

(ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第4条 神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年3月条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(助成の範囲)	(助成の範囲)
<p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者(以下「保険者」という。))が負担すべき</p>	<p>第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者、社会保険各法の被保険者若しくは組合員(被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。)又は後期高齢者医療の被保険者が負担すべき額(当該医療に要する費用の額から国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により療養の給付を行う者(以下「保険者」という。))が負担すべき</p>

額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）
及び医療保険各法以外の法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付の額を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。）による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を含む。）
を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。）から、一部負担金を控除した額（対象者である児童（第2条第3号アに掲げる者に限る。）の入院に係る医療費の場合にあつては、被保険者等負担額の全額）を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けることができるときは、この限りでない。

(1)～(3) [略]

2～7 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例、神戸市こども医療費助成に関する条例及び神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後に行

われた診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理 由

高齢期移行者医療費助成等と国公費負担医療制度の併用開始等に当たり、条例を改正する必要があるため。